

JR が坦務指定！偽装請負の動かぬ証拠だ！

漆原副委員長が、出向無効確認訴訟（7・3）で報告



7月1日に高崎でも人事異動がありまして、籠原の構内でも、いままでJRの総括助役だったのが支社に行って、その穴に、構内助役でやってたのが座って、そのJRの構内助役3人と総括助役一人という体制だったのが、JRの構内助役に高崎の運輸区から当直助役からTTSにきた。

それから作業責任者も一人、動労時代から革マルの幹部だったやつで、手を挙げて作業責任者になったのがいたんですが、それが降りました。

こっちとしては、みんなで引きずり降ろしたんだって言っています。本人は「おれは変わったんだ」って言っているんですが、やっていることは変わっていない（笑い）。降りたんですけど、清掃の方の作業責任者になっている。TTSの労働組合の全体の委員長になっています。そこの穴には、今度は新前橋の構内助役をやっていたのが、作業責任者で出向で来ました。

作業責任者も構内助役も9時半に寝るんですよ。携帯電話をもって寝て、なんかあったときには、ATOS指令から構内助役に電話

が来て、構内助役から作業責任者に電話でお互いに起こして、作業指示をする指示をするという形になっているんです。

あとは先ほども言ったんですが、裁判長が現場の実態はどうなんだと言い方をするんだったら、先ほど言った、作業指示書というのがあるんですけど、それがあらかじめTTSが本来なら坦務指定するはずのものが、JRが坦務指定した文書があるわけです。明らかな違法な指示書な訳です。これも裁判所に出す証拠になると思います。

| 発注事項 | | ※(連絡だけのものも含む) | |
|------------------------------|--------------------------|---------------|--|
| ※深谷疎開に伴う変更作業 入出区番線変更 | | | |
| ・回1858M 電10⇒電9(5B位置)・・・本線・K1 | ・932M 電10⇒電9・・・外C・K1 | | |
| ・2770E 電6⇒電7(10B位置)・・・外D・K1 | ・2140Y 電6⇒電7・・・外E・K1 (H) | | |
| ・957M 電4⇒電7(5B位置)・・・外E・K1 | ・862M 電4⇒電7・・・外A・K1 | | |
| ・861M 電10⇒電9(10B位置)・・・外D・K3 | ・958M 電10⇒電9・・・外C・K1 | | |
| ・961M 電10⇒電4(20B位置)・・・外C・K2 | ・868M 電10⇒電4・・・外B・K1 | | |
| ・981M 駅6⇒電6(20B位置)・・・本線・K1 | ・848M 駅6⇒電6・・・本線・K2 | | |
| ・2850E 電6⇒電8(5B位置)・・・外E・K1 | ・2130Y 電6⇒電8・・・外F・K2 | | |
| ・891M 電7⇒電10(10B位置)・・・外A・K1 | ・846M 電7⇒電10・・・外D・K2 | | |
| ・2800E 電7⇒電10(5B位置)・・・外B・K1 | ・2120Y 電7⇒電10・・・外C・K2 | | |
| ※着発線変更 988M ②⇒① ...外F | | | |

▲JR が作って、TTS に文書として出すデータに、あらかじめ TTS の坦務指定が印字されている作業依頼書（4月5日付「高崎車両センター籠原派出所」発、「JR 高崎鉄道サービス」宛て）。右の色が薄い「本線・K1」とか「外C・K1」などがTTS作業員の坦務指定。JR がTTSの頭越しに指示している動かぬ証拠！

T T S 労働者が頭蓋骨陥没の大事故

トラック荷台上での作業がなぜ許されるのか！ J R と T T S の責任だ！

安く酷使されて、犠牲にされるのは下請け労働者だ！！

■65歳のT T S労働者がトラックから転落！

7月2日、T T S 熊谷事業所の65歳の労働者が、トラックの荷台から転落して「頭蓋骨陥没骨折、左鎖骨骨折、左腰部挫傷・打撲」のけがをする重大事故が発生した。

上越新幹線、大宮駅～熊谷駅間高架下（大宮起点29・6km地点）で、新幹線高架下に除草剤散布を行っていたT T S 熊谷事業所の労働者3名のうち、除草担当の65歳労働者が、最初の除草剤散布を終了し、次箇所（約30m先）に移動するための準備としてトラックの荷台に乗り散布用ホースの整理中、突然トラック（64歳のT T S労働者が運転担当）が発進したために、高さ約1・2mの荷台から転落して負傷した。これは「他山の石」（=人ごと）ではない！

■作業の発注者は不在！ T T S の管理者も不在！ ガードマンも不在！

当日の現場には、T T S 熊谷事業所の3名の労働者（除草担当2名、トラック運転担当1名）がただけで、除草作業の発注者はもちろん、T T S の管理者も、さらには道路警備を担当するべきガー

ドマンもいなかった！安全衛生上の責任は現場に転嫁されていた！

■道路交通法違反の作業は、作業委託者と受託会社の責任だ！

道路交通法55条で、トラックの荷台に乗車させて運転してはいけない。ただし、貨物自動車にあつては貨物を看守するために必要な人員を荷台に乗せて運転できる」とされている。こんなことは、J R も T T S も十分に承知しているはずだし、承知していなければならない。

事故の責任は、作業員にも運転者にもない。安全対策をとっていなかった会社の責任だ！

■現場労働者への犠牲転嫁許すな！会社は復職を保証せよ！

「約30日間の入院加療と外来通院、自宅療養を要する」とされているが、委託元とT T S は治療中の生活と復職を100%保障するべきである。難癖をつけて復職を妨害することなど絶対に許されない！運転担当者に責任を転嫁することも許されない。動労連帯は共に闘う！

8月9日
No114

国鉄高崎動力車連帯労働組合

（連絡先：srkcjp@yahoo.co.jp 048-722-7107 faxt 共）